

宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年11月30日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威  
宮城県監査委員 菅 間 進  
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子  
記

- 1 監査委員の報告日  
平成24年9月5日
- 2 通知のあった日  
平成24年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進と適切な債権管理の指導徹底を図られたい。

(内容)

・ H23年度収入未済額

現年度分	1,860,958,201円
過年度分	6,264,265,839円
合 計	8,125,224,040円

・ H22年度収入未済額

現年度分	3,279,835,756円
過年度分	6,091,954,199円
合 計	9,371,789,955円

ロ 措置の内容

東日本大震災の影響から、県税滞納額縮減対策本部事業計画に代わる「県税滞納額縮減方針」を作成し、震災による被災者への配慮は継続しつつも、納税資力のある滞納者に対しては、原則として従来から取り組んできた差押中心の滞納整理を徹底することとした。

この方針に基づき、各県税事務所に縮減対策目標と事業計画を提出させたところである。また、滞納整理の進捗状況については、定期的に税務課へ報告することとし、税務課においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を行っていくものとした。

個人県民税以外の滞納額は着実に縮減が図られており、現在講じている対策を継続して実施していくこととする。

一方、滞納額が累積する個人県民税については、これまでの徴収努力により滞納額の増加に歯止めがかかった。今後はさらなる縮減に向け、市町村との共同催告や県での直接徴収及び地方税徴収対策室での滞納整理を強化するほか、平成25年度からの個人住民税の特別徴収一斉指定に向けて市町村とともにガイドラインを策定し、準備を進めていくこととする。

## (2) 産業廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

### イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

#### ・ H23年度収入未済額

現年度分	35,456,887円
過年度分	520,116,024円
合 計	555,572,911円

#### ・ H22年度収入未済額

現年度分	26,161,068円
過年度分	493,954,956円
合 計	520,116,024円

### ロ 措置の内容

所在が不明として、納付命令書・督促状等の郵便物が返戻されている債務者については、公示送達により法的効果を確保した。また、債務者の住所確認調査を継続して実施するとともに、現地調査による居住確認を実施した。

債務者に対しては、督促、催告書による差押予告等を実施するとともに、差押え等を前提とした財産調査を実施した。また、債務者を直接訪問し、居住地の確認、周辺の聞き取り調査及び本人との直接交渉等を行った。

引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、資産調査や所在調査を継続して実施する。また、催告の強化や差押などの強制徴収の実施、一部納付の推進などにより、収入未済の縮減を図っていく。

## (3) 原子力安全対策課

### イ 監査委員の報告の内容

物品調達事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

固定型モニタリングポスト等の購入について、議会の議決を得るべきところ、得ていなかったもの

・ 予定価格	86,749,950円
・ 契約金額	38,808,000円

### ロ 措置の内容

課内の職員に対して研修会を開催し、出納局が全庁的な再発防止策として講じた、関係様式に議会の議決に関するチェック欄を設けて多数の職員で確認できるようにする等の対策及び契約事務手続の周知徹底を図った。

今後、契約事務の適正な執行に一層努め、チェック体制の強化を図り、再発防止に

取り組んでいく。

(4) 保健福祉総務課・震災援護室

イ 監査委員の報告の内容

役務費及び賃借料の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

応急仮設(民間賃貸)仮設住宅借上げに係る家賃等を二重に支出したものの

- ・件数 1,859件
- ・金額 575,300,204円

ロ 措置の内容

応急仮設住宅としての民間賃貸借上げ住宅に係る家賃等の支出データの作成に当たり、入力誤りがあったため二重の支出が発生した。

支出データを作成している「民間賃貸住宅借上げ管理システム」の内容の再点検等を実施し、システム上の錯誤などによる誤払いのないことを確認すると共に、支出データ作成時のチェック体制を強化し、再発防止に努めている。

(5) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H23年度収入未済額

現年度分	16,603,956円
過年度分	77,675,604円
合 計	94,279,560円

・ H22年度収入未済額

現年度分	20,843,075円
過年度分	66,554,367円
合 計	87,397,442円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金違約金

・ H23年度収入未済額

現年度分	654,700円
過年度分	3,957,800円
合 計	4,612,500円

・ H22年度収入未済額

現年度分	702,400円
過年度分	3,435,800円
合 計	4,138,200円

児童保護費

・ H23年度収入未済額

現年度分	2,961,260円
過年度分	14,862,814円

合 計	17,824,074円
・ H22年度収入未済額	
現年度分	3,384,640円
過年度分	14,157,723円
合 計	17,542,363円

□ 措置の内容

母子寡婦福祉資金貸付金

収納促進については、滞納発生後速やかに借受人に対して督促通知を行い、納入されない場合には電話や訪問等による継続した償還督促を行っている。また、連帯保証人への連絡や償還請求も併せて行っているほか、借受人の生活状況に応じて分割納入を勧めるなど、計画的な取組を進めている。

貸付に際しては、各保健福祉事務所において借受人との面談や返済計画の実効性の確認など収入未済の未然防止に向けた取組を進めている。

今後とも、各保健福祉事務所と収入未済縮減対策会議を定期的開催し、情報共有を図りながら収納促進と適切な債権管理に取り組んでいく。

○児童保護費

新規に措置入所するケースについては、納入義務者に対して、負担金納入についての十分な説明を行い、納入の必要性についての理解が得られるよう、また、生活困窮などにより、一括納付が困難な世帯に対しては、分割納入を指導し完済するよう、きめ細やかな助言・指導を行うよう児童相談所への指導を徹底していく。

今後とも、各児童相談所との連携を常に密にして情報収集し共有化に努め、適切な事務処理の実施や収入促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行していく。

(6) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

児童福祉費（扶養保険費）、社会福祉費（第二啓佑学園）、児童福祉費（啓佑学園）及び雑入（扶養保険扶助費）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

児童福祉費（扶養保険費）

・ H23年度収入未済額	
現年度分	735,290円
過年度分	11,713,760円
合 計	12,449,050円

・ H22年度収入未済額	
現年度分	1,631,510円
過年度分	11,434,870円
合 計	13,066,380円

社会福祉費（第二啓佑学園）

・ H23年度収入未済額	
現年度分	1,175,092円
過年度分	451,080円
合 計	1,626,172円

・ H22年度収入未済額	
現年度分	1,097,274円
過年度分	429,748円
合 計	1,527,022円

児童福祉費（啓佑学園）

・ H23年度収入未済額	
現年度分	280,577円
過年度分	1,431,987円
合 計	1,712,564円

・ H22年度収入未済額	
現年度分	429,320円
過年度分	1,328,854円
合 計	1,758,174円

雑入（扶養保険扶助費）

・ H23年度収入未済額	
現年度分	160,000円
過年度分	270,000円
合 計	430,000円

・ H22年度収入未済額	
現年度分	40,000円
過年度分	230,000円
合 計	270,000円

□ 措置の内容

市町村など関係機関と連携し未納者の家庭環境や生活状況の把握に努めていくとともに、督促状の送付、電話や家庭訪問による督促回数を増やすなど収入未済額の縮減に努めていく。特に収入未済が多い心身障害者扶養共済制度の掛金（扶養保険費）の未納者については、未納が続く場合、制度から脱退するよう促していく。

また、新たな収入未済を発生させないよう納入が遅れ始めた者に対しては初期段階から電話等による働きかけを行い、適切な収納管理に努めていく。

(7) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、未熟児療育費負担金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

生活保護扶助費返還金

・ H23年度収入未済額	
現年度分	11,783,097円
過年度分	10,860,558円
合 計	22,643,655円

・ H22年度収入未済額	
現年度分	1,125,392円
過年度分	10,626,310円

合 計 11,751,702円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H23年度収入未済額

現年度分 3,692,575円

過年度分 16,369,140円

合 計 20,061,715円

・ H22年度収入未済額

現年度分 5,003,835円

過年度分 14,556,726円

合 計 19,560,561円

母子寡婦福祉資金貸付金違約金

・ H23年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 2,241,700円

合 計 2,812,900円

・ H22年度収入未済額

現年度分 419,000円

過年度分 1,901,100円

合 計 2,320,100円

未熟児療育費負担金

・ H23年度収入未済額

現年度分 71,751円

過年度分 160,472円

合 計 232,223円

・ H22年度収入未済額

現年度分 49,797円

過年度分 159,016円

合 計 208,813円

過誤払返納金

・ H23年度収入未済額

現年度分 357,545円

過年度分 271,768円

合 計 629,313円

・ H22年度収入未済額

現年度分 271,768円

過年度分 0円

合 計 271,768円

□ 措置の内容

生活保護扶助費返還金

平成24年5月に債権区分の見直し及び縮減目標の設定を行い、それに向けた対応策を検討し、収入未済額の縮減に努めている。

・ H23年度収入未済額

現年度分 11,324,521円

過年度分	10,508,287円
合 計	21,832,808円

(24年9月末現在)

(具体的な対応)

生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問を行って納入を指導している。保護が廃止となった世帯へは、債権管理担当者を中心に、訪問や電話により生活状況の確認を行い、納入を指導している。

一括返済が困難な世帯に対しては、履行延期特約申請による分割納入を指導した。

年度当初の訪問時及び新規開始時に、被保護者に対し収入申告及び返還の義務等について説明し、返還金の発生防止に努めている。

7月に課税調査を行い、就労収入や年金収入の未申告者に対し、返還の義務及び適切な収入申告について指導した。

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

債務者の償還状況を把握し、所内の「母子寡婦福祉資金貸付金償還対策会議」を開催し、個々の状況に応じた償還指導方法を決定した。これにより電話・文書による督促のほか、自宅及び勤務先の訪問による生活状況に応じた納入方法(分割納入等)の指導を行った。また、昨年度に引き続き訪問時間帯を夕方に変更する等、長期にわたり面会できなかった滞納者も含めて償還指導を行った。

未然防止策として、貸付申請があった場合、借受人、連帯借受人はもとより、連帯保証人も含めて面接を実施し、借受人、連帯借受人が返済できない場合は、連帯保証人が返済することについての意識付けを徹底した。また、償還期間到来前に借受人、連帯借受人と面接を実施し、改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めた。

更に、今年度からは、就学資金滞納防止対策として、就学終了前の借受人、連帯借受人と面接を実施し、生活・就学状況や就職の予定等を把握し、来年度から開始する償還に対する意識付けを徹底している。

・H23年度収入未済額

現年度分	3,522,188円
過年度分	14,830,253円
合 計	18,352,441円

(平成24年9月末現在)

母子寡婦福祉資金貸付金違約金

・H23年度収入未済額

現年度分	571,200円
過年度分	2,205,700円
合 計	2,776,900円

(平成24年9月末現在)

未熟児養育費負担金

収入未済額を縮減する対策として、文書及び電話(8回)による督促のほか、自宅訪問を延べ4回実施した。

訪問は事前連絡無しで実施し、滞納者自身が在宅した場合には本人へ、不在の場

合は滞納者の親族（父母等）に事情を説明し納入を促した。

しかし、滞納者宅を直接訪問したものの既に転居した等の理由で直接面談できなかった滞納者も複数おり、過年度の収入未済の縮減が進まない状況である。今後も、収入未済額縮減のため文書及び電話での催促や自宅訪問での償還指導を実施し、自宅訪問する場合には訪問時間を夜間に変更することも検討していく。

未然防止策としては、申請者に対し、指定医療機関での手続き方法、給付範囲、自己負担額の納入方法、納入通知書の発送時期等詳細について周知徹底を引き続き行っていく。

#### 過誤払返納金

9月に督促状を送付し、納入指導を行ったが、一括返納となっているため納入が困難な世帯がほとんどであった。

生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問を行って納入を指導している。保護が廃止となった世帯へは、債権管理担当者が訪問や電話により生活状況の確認を行い、納入を指導しているが、高齢や収入減となり現在の生活維持がやっとの状態である世帯がほとんどであるため、返納が困難となっている。

必要に応じて、適正な収入申告及び過払があった際の返納の義務等について説明し、収入未済金の発生防止に努めている。

### (8) 北部保健福祉事務所

#### イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

#### 生活保護扶助費返還金

##### ・ H23年度収入未済額

現年度分	3,353,474円
過年度分	11,505,195円
合 計	14,858,669円

##### ・ H22年度収入未済額

現年度分	1,806,036円
過年度分	10,119,316円
合 計	11,925,352円

#### 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

##### ・ H23年度収入未済額

現年度分	586,050円
過年度分	3,804,697円
合 計	4,390,747円

##### ・ H22年度収入未済額

現年度分	1,079,200円
過年度分	3,754,047円
合 計	4,833,247円

#### ロ 措置の内容

所内において「北部保健福祉事務所徴収金等納入事務実施要領」を定め、所長を座長とする「未収債権回収対策検討会議」、さらには回収の実務にあたる所内横断的組

織である「未収債権回収チーム」を設置し、年度ごとの縮減目標額を盛り込んだ取組方針に基づき対応を進めている。

平成24年度の取組としては、検討会議において困難ケースへの対処の方向性を定め、回収チームを中心に家庭訪問や電話・文書での督促等を繰り返し実施している。また、9月、2月を「未収債権回収強化月間」と定め、夜間訪問の実施等集中的な納入指導を実施している。

生活保護扶助費返還金については、被保護者に対し、収入の速やかな申告について指導を徹底するとともに、毎年の課税台帳照合調査等による収入の把握や、返還決定後の迅速かつ継続的な納入指導等の取組を強化し、収入未済の未然防止に努めている。

母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、貸付申請時の調査において、貸付要件の検討に加えて償還計画の妥当性も十分精査するとともに、他制度の活用についても助言し、新たな収入未済額が生じないように努めている。

#### (9) 観光課

##### イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

##### 自動販売機（栗駒レストハウス）

4月1日に調定すべき自動販売機設置敷使用料について、12月に調定したものの

- ・件数 1件
- ・調定金額 53,760円

##### 上記の貸付に伴う光熱水費

4月1日に調定すべき自動販売機電気料について、6月に調定したものの

- ・件数 1件
- ・調定金額 40,730円

##### 電柱敷地等

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、5月及び6月に調定したものの

- ・件数 9件
- ・調定金額 60,940円

##### 建物（吹上高原センターハウス）

4月1日に調定すべき建物使用料について、5月に調定したものの

- ・件数 3件
- ・調定金額 1,350,180円

##### 建物（蔵王レストハウス）

4月26日に調定すべき建物使用料について、5月に調定したものの

- ・件数 4件
- ・調定金額 8,461,050円

##### 上記の貸付に伴う光熱水費

4月26日に調定すべき光熱水費相当額について、5月に調定したものの

- ・件数 4件
- ・調定金額 1,547,390円

##### 光熱水費

4月28日に調定すべき公衆便所用電気料について、5月に調定したものの

- ・件数 1件
- ・調定金額 14,520円

什器（蔵王レストハウス）

4月27日に調定すべき什器貸付料について、5月に調定したもの

- ・件数 451件
- ・調定金額 2,229,050円

□ 措置の内容

震災後の災害復旧を優先して事業を進めており、業務が多忙になっている中で事務手続きに不手際があった。

今後は、一覧表等を作成し、適切な事務処理の進捗管理を行うこととする。また、使用許可時において、班・課内のチェックの徹底（一覧表を活用）を行うとともに、適正な事務手続き及び取扱を行うように班・課内において確認しあい、再発防止を図っていく。

(10) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

・ H23年度収入未済額

現年度分	4,280,000円
過年度分	16,388,000円
合 計	20,668,000円

・ H22年度収入未済額

現年度分	4,804,000円
過年度分	12,354,000円
合 計	17,158,000円

□ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、債務者（連帯保証人を含む。）への電話連絡や訪問面談により生活実態を把握するとともに、関係機関から必要な情報を得て納入の指導を行うことで縮減を図っている。

新規延滞者は発生していないが、長期延滞者の多くは離業、倒産による破産者や多重債務者などで収入も乏しく無資力に近い状態であり、ほぼ全員が高齢者であることから、今後も引き続き電話連絡と訪問面談等の実施により、少額でも可能な限り償還を促し、収納促進と適切な債権管理に努めていく。

(11) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

県営住宅使用料

・ H23年度収入未済額

現年度分	66,531,312円
過年度分	206,449,755円

合 計	272,981,067円
・ H22年度収入未済額	
現年度分	113,441,390円
過年度分	192,484,918円
合 計	305,926,308円

県営住宅駐車場使用料

・ H23年度収入未済額	
現年度分	5,631,000円
過年度分	9,769,700円
合 計	15,400,700円
・ H22年度収入未済額	
現年度分	9,671,000円
過年度分	9,402,000円
合 計	19,073,000円

□ 措置の内容

平成23年度から25年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組んでいる。

平成23年9月に、滞納家賃縮減策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行った。

同年12月、同委員会からの「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。

この取組方針のアクションプランに基づき、下記のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を行っている。

滞納者または連帯保証人に対する督促、催告、臨戸訪問の強化

当課と管理代行者（宮城県住宅供給公社）が連携して滞納者全戸の訪問督促を継続的に実施している。

生活保護受給者の代理納付制度利用の徹底

平成24年9月現在、9機関（県保健福祉事務所及び市社会福祉事務所）で実施しているが、未実施の機関に対し引き続き代理納付の導入を働きかけている。

入居資格要件に「県税、県営住宅家賃等の滞納をしていない者」を追加（平成24年4月1日から施行）

明渡訴訟件数の拡大等

平成24年度はこれまでの倍程度の明渡訴訟を実施する予定である。

・平成23年度	19件実施
・平成24年度（9月末現在）	17件実施済

多様な納付手段の導入

平成24年10月からコンビニエンスストア納付を導入した。

(12) 契約課

イ 監査委員の報告の内容

物品調達事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

議会の議決を得るべき固定型モニタリングポスト等の購入について、仮契約を締結

していなかったもの

- ・ 予定価格 86,749,950円
- ・ 契約金額 38,808,000円

□ 措置の内容

指摘された事項の再発防止のため、関係様式に議会の議決に関するチェック欄を設けて多数の職員で確認できるようにするなどの対策を講じるとともに、会計事務担当職員研修会等を通じて全庁的に事務の周知を図った。

(13) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

放置違反金

・ H23年度収入未済額

現年度分	8,114,000円
過年度分	26,236,095円
合 計	34,350,095円

・ H22年度収入未済額

現年度分	11,002,000円
過年度分	26,853,135円
合 計	37,855,135円

放置違反金に係る延滞金

・ H23年度収入未済額

現年度分	604,600円
過年度分	1,500,790円
合 計	2,105,390円

・ H22年度収入未済額

現年度分	682,690円
過年度分	951,100円
合 計	1,633,790円

□ 措置の内容

催告による自主納付の促進

督促期限後も納付しない滞納者に対しては、催促状及び財産差押予告通知書の送付、電話や臨戸訪問による催告を強化し、自主納付を促した。

追跡調査による時効完成債権の縮減

車両使用者の所在不明や車両転売による車両使用者不明等に対し、所在調査や追跡調査を行い、自主納付を促し、時効完成となる債権の縮減に努めた。

催告に応じない滞納者への対応

再三の催告に応じない滞納者に対しては、滞納処分に移行した。